◆◆メールマガジン「事業用自動車安全通信」第３０８号（H27.　7. 17）◆◆

＝はじめに＝

　このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。

＝目　次＝

１．重大事故等情報＝５件（７月１０日～７月１６日分）
（１）乗合バスの死傷事故
（２）乗合バスの車内事故
（３）乗合バスの衝突事故
（４）高速乗合バスの追突転落事故
（５）タクシーの死傷事故
２.「事業用自動車事故調査報告書」で提言のあった再発防止策への取り組みについて
３. 乗合バス車内事故のさらなる防止を目指して！（関東運輸局プレスリリース）
４．事業用自動車事故調査委員会による調査報告書を公表しました！
５．トラックの保有車両数が５両未満の営業所であっても、運行管理者が選任されていない場合は、行政処分の対象になります！
６．自動車製作者等が定めた交換期限を超えて定期交換部品を使用すると重大な事故を招くおそれがあります！
７．ブレーキ・ペダルの戻り不良による火災事故にご注意を！
８．ホイ-ル･ベアリングの点検整備により車両火災を未然に防ぎましょう
９．ホイール・ボルト折損による大型車の車輪脱落事故が増加しています！
１０．北陸道高速バス事故を受けた安全対策について
１１．運輸安全マネジメントに係る安全管理規程の届出等の義務付け対象が拡大されました！
１２．自動車運送事業の監査方針及び行政処分等の基準が改正されました！
１３．関越道高速ツアーバス事故を受けた「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」について
１４．高速乗合バス及び貸切バスの交替運転者の配置基準の策定について
１５．国土交通省で作成したマニュアルを集約しました！

◇◇◇

この事故により、歩行者は病院に救急搬送されたが、死亡した。（バスの乗客に負傷者はいない。）
事故は、バスが、横断禁止箇所を横断してきた歩行者に気付くのが遅れ、はねたもの。
バスの運転者は、過失運転致死の疑いで警察に逮捕された模様。

（２）乗合バスの車内事故
７月１０日(金)午前１０時０１分頃、静岡県の市道において、同県に営業所を置く乗合バスが乗客８名を乗せて運行中、車内事故が発生した。
この事故により、乗客１名が重傷を負った。
事故は、バスがバス停にて複数の乗客を降車扱い後、発車したところ、当該バス停で降車するため席を立った乗客が転倒した模様。

（３）乗合バスの衝突事故
７月１２日（日）午後９時５５分頃、東京都の都道において、都内に営業所を置く乗合バスが乗客１名を乗せて運行中、対向車と衝突した。
この事故により、バスの乗客１名及び相手方車両の運転者が重傷、バスの運転者及び相手車両の同乗者１名が軽傷を負った。
事故は、対向車がセンターラインをはみ出してきたため、バスはこれを避けきれず、対向車がバスの右側前面に衝突した模様。

（４）高速乗合バスの追突転落事故
７月１４日（火）午前３時１５分頃、三重県の自動車道において、岡山県に営業所を置く高速乗合バスが乗客２５名を乗せて運行中、ダンプカーと衝突した。
この事故により、バスの運転者が重傷を負い、バスの乗客２１名及びダンプカーの運転者の合計２２名が軽傷を負った。
事故は、事業者によると、バスが片側２車線の右車線を走行し、右車線から左車線へ車線変更した後に、左車線の前方を低速で走行していたダンプカーに気付くのが遅れ、ダンプカーに追突した。このはずみで、双方の車両が道路脇約２メートル下の畑に転落し、バスは横転した。

（５）タクシーの死傷事故
７月１４日（火）午前０時３７分頃、大阪府の国道交差点において、府内に営業所を置く法人タクシーが空車で運行中、自転車と衝突した。
この事故により、自転車乗りが病院へ搬送されたが、死亡した。
事故は、タクシーが信号機のある交差点を横断しようとした自転車に気付き、急ブレーキを踏んだが間に合わず衝突したもの。
なお、タクシー側の信号は青であった模様。

◇◇◇

【２.「事業用自動車事故調査報告書」で提言のあった再発防止策への取り組みについて】

先般、事業用自動車事故調査委員会から、トラックに係る事故の調査報告書が提出され、公表したところです。

今後、同種の事故を未然に防止するため、同報告書において提言のあった再発防止策について、運送事業者等の関係者において積極的に取り組まれますよう、６月１９日付けで、「事業用自動車事故調査報告書の事故の再発防止策に対する取り組みについて」を通達し、公益社団法人全日本トラック協会を通じ、トラック業界関係者への周知をお願いしたところです。

事業者の運行管理に係る対策として提言のあった主な再発防止策は、次のとおりです。

〇運行管理に係る法令遵守の徹底

・事業者は、運転者の運行実態を把握し、改善基準告示の遵守を徹底する必要がある。

・運行管理者は、点呼において、業務に必要な指示伝達事項だけでなく、運転者の休憩地点及び休憩時間に関し適切に指示するなど安全な運行に必要な運行指示をして、指示事項を運転者に遵守させる必要がある。

・事業者は、運転者に対し適性診断を受診させるだけでなく、診断結果を確認し、問題点がみられる運転者に対しては個別に指導を行う必要がある。

〇運転者教育の充実

・事業者は、運転者に対して改善基準告示の遵守、シートベルト装着の徹底、危険予知訓練やヒヤリハット体験を活用した実践的教育に積極的に取り組む必要がある。

・事故には事業者による運転者に対する指導・監督が大きく関与しているものと考えられることから、事業者は日頃から運転者に対して「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」（告示）に基づく指導を行うとともに、通常と異なる事態に直面したときの対応等について、参加型の教育等によって運転者等が主体的に議論するような場を設ける等、運転者の安全に対する意識の向上と、知識の取得を進める必要がある。

〇運転者の安全運転意識の向上

・運転者は、疲労蓄積が運転に及ぼす危険性を認識し、十分な休息をとり運転中に疲労を感じたときには早期に休憩する必要がある。　等

運送事業者等の関係者の方々におかれましては、この再発防止対策を参考として、より一層安全性の高い運行管理業務に取り組まれますようお願い致します。

詳細は以下の自動車局ＨＰに掲載されておりますので、ご覧下さい。

→http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000196.html

◇◇◇

◇◇◇

H27.4.30、公益社団法人全日本トラック協会、公益社団法人日本バス協会及び一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会等に対して、『自動車製作者等が提供する点検及び整備に関する情報に基づく確実な自動車の保守管理の実施について』を通達しましたので、お知らせします。

通達の概要は以下のとおりですので、ご承知おきください。

自動車の定期交換部品は、自動車製作者等が道路運送車両法（昭和２６年法律第１８５号。以下「車両法」という。）第５７条の２の規定に基づき、通常の点検ではその後の安全性を確保しうる期間を予想しにくい部品等について、その品目及び標準的な交換時期を明示して、自動車使用者に対し一定の期間ごとに交換することを推奨しているものです。
また、自動車使用者は、車両法第４７条の規定に基づき、自動車製作者等が提供する定期交換部品を含む点検及び整備に関する技術上の情報等を参考として、自動車の使用の状況、自動車の構造・装置に応じた所要の点検及び整備を行う義務があります。
今般、４月１６日付けで日本トレクス株式会社より同社製大型トレーラの制動装置（スプリングチャンバ）に係る改善対策届出（平成２７年改善対策届出番号４７０）がなされたところですが、本届出の背景には、当該トレーラの多くの使用者が、定期交換部品であるスプリングチャンバについて交換期限を超えて使用していたため、ブレーキ系統のエア漏れによって駐車ブレーキが作動しブレーキの引き摺りを生じたことが原因の車両火災事故が、過去５年間で５７件発生していたことがあります。
このように定期交換部品を自動車製作者等が定めた期間を超えて使用することは、重大な事故に繋がるおそれがあることから、貴会傘下会員に対して上記大型トレーラのブレーキチャンバをはじめ、定期交換部品の推奨期間毎の交換の必要性と確実な保守管理の実施について周知徹底願います。
◇◇◇

いて、保守管理の観点から発生防止の対策を検討するため、「使用過程車の保守管理に関する調査分析検討会」を開催し、その検討結果に基づきユーザーへの情報提供の充実・強化に取り組んでいるところです。
整備不良が原因となった車両火災の中で、車輪・車軸に関するものが約1割と多いことから、これに着目して調査分析したところ、ホイール・ベアリングの点検整備を怠ると回転部位の潤滑剤であるグリスの劣化や漏れによる潤滑不良が発生し、走行性能等に影響が生じることが確認されました。
このため、特に定期的にホイール・ベアリングの点検整備を行っていないユーザーに対し、注意喚起することとしました。

詳細は以下の自動車局ＨＰに掲載されておりますので、ご覧下さい。
→http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000096.html

◇◇◇

→　http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000033.html

◇◇◇

平成２４年４月２９日に発生した関越道高速ツアーバス事故を受けて、国土交通省自動車局では、以下の各検討会を設置し、学識経験者等のご意見を踏まえながら対策の検討を進めて参りました。
今般、各検討会の検討結果を踏まえ、今後２年間にわたり、「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」を実施することとし、平成２５年４月２日に公表しましたのでお知らせ致します。
（各検討会）
・「バス事業のあり方検討会」
・「貸切バス運賃・料金制度ワーキンググループ」
・「自動車運送事業者に対する監査のあり方に関する検討会」
・「高速ツアーバス等の過労運転防止のための検討会」

→　http://www.mlit.go.jp/page/kanbo01_hy_002069.html

◇◇◇

・H24年3月：トラック追突事故防止マニュアル
・H23年7月：乗合バスの車内事故を防止するための安全対策実施マニュアル
・H22年7月：事業用自動車の運転者の健康管理に係るマニュアル
・H21年10月：映像記録型ドライブレコーダー活用手順書
・H20年7月：トラック輸送の過労運転防止対策マニュアル
・H19年6月：ＳＡＳ対応マニュアル「睡眠時無呼吸症候群に注意しましょう！」

◇◇◇